

契 約 書 (案)

石川県立美術館展示ケース調達及び展示室内装整備につき石川県(以下「甲」という。)と
(以下「乙」という。)との間に次のとおり契約を締結する。

第 1 条 契約件名及び規格数量

- (1) 件 名 石川県立美術館展示ケース調達及び展示室内装整備
- (2) 規 格 仕様書のとおり
- (3) 数 量 仕様書のとおり

第 2 条 契約金額 ￥ (うち消費税額及び地方消費税額 ￥)

ただし、消費税額及び地方消費税額は、消費税法第 28 条第 1 項、第 29 条及び「所得税法等の一部を改正する法律」(平成 28 年法律第 15 号)附則並びに地方税法第 72 条の 82 及び第 72 条の 83 の規定に基づき算出した税額である。

第 3 条 契約保証金 免除する。

第 4 条 履行期限及び場所

乙は、令和 年 月 日までに、石川県立美術館の指定する場所において、契約物品を納入するとともに、契約業務を履行するものとする。ただし、天災地変等甲がやむを得ない理由があると認めたときは、この限りでない。

第 5 条 履行の完了

- (1) 前条による契約物品の納入は、甲の指定した係員の検査に合格したときこれを完了するものとする。
- (2) 前条による契約業務の履行は、乙は、業務執行後、遅滞なく業務完了報告書を提出し、甲の指定した係員の検査に合格したときこれを完了とし、速やかに成果物を甲に引き渡すものとする。

第 6 条 支払請求書の提出場所

乙は、甲の検査完了後、適法な支払請求書を石川県立美術館へ提出するものとする。

第 7 条 対価の支払期限

甲は、前条による適法な支払請求書を受理した日から 30 日以内に本契約金額を乙に支払うものとする。

第 8 条 違約金及び遅延利息

- (1) 乙が正当な理由なく第 4 条の期限までに履行しないときは、契約金額に対し、期限の翌日から履行をする日までの日数に応じ年 3 パーセントの割合で計算した違約金を甲に支払うものとし、この違約金は甲が乙に支払う契約対価の支払の際これを徴収するものとする。
- (2) 甲が正当な理由なく前条による支払期限を遅延したときは、支払金額に対し、約定の支払時期到来の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ年 2.5 パーセントの割合で計算した遅延利息を乙に支払うものとする。
- (3) 違約金又は遅延利息の額が 100 円未満であるときは甲乙共に支払うことを要せず、100 円未満の端数が生じたときは、これを切捨てるものとする。

第 9 条 甲の催告による解除権

甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行を催促し、その期間内に履行がないときは、本契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行が本契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。また、解除により乙に損害があっても、甲はその賠償の責めを負わない。

- (1) 期限内に履行しないとき又は期限後相当の期間内に履行を完了する見込みがないと認められるとき。
- (2) 正当な理由なく、第 16 条第 1 項の履行の追完がなされないとき。
- (3) 前各号に掲げる場合のほか、本契約に違反したとき。

第 10 条 甲の催告によらない解除権

甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。この場合において、解除により乙に損害があっても、甲はその賠償の責めを負わない。

- (1) 乙が甲の承諾なく本契約により得た権利又は義務を他人に委任又は譲渡したとき。
- (2) 債務の全部の履行が不能であるとき。
- (3) 乙が本契約の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (4) 乙の債務の一部の履行が不能である場合又は乙がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (5) 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、乙がその債務の履行をせず、甲が前条の催告をしても契約した目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

第 11 条 甲の責めに帰すべき事由による解除権

前二条各号に掲げる事項が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、甲は、前二条の規定による契約の解除をすることができない。

第 12 条 暴力団等排除に係る契約解除

甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができる。この場合において、解除により乙に損害が生じても、甲はその責を負わないものとする。

- (1) 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
 - (2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - (3) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - (5) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- 2 前項の規定により本契約が解除された場合においては、乙は、契約金額の 10 分の 1 に相当する額を違約金として甲が指定する期限までに支払わなければならない。
- 3 第 1 項の規定により本契約が解除された場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金又は担保をもって前項の違約金に充当することができる。

第 13 条 不正行為に係る契約解除

甲は、乙が本契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 49 条の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
- (2) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして独占禁止法第 62 条第 1 項の規定による納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。（確定した当該納付命令が独占禁止法第 63 条第 2 項の規定により取り消された場合を含む。）

- (3) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人を含む。次号において同じ。）について刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号の規定による刑が確定したとき。
- (4) 乙について刑法第 198 条の規定による刑が確定したとき。

第 14 条 不正行為に係る賠償の予約

乙は、本契約に関して前条第 1 号から第 3 号までのいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かにかかわらず、賠償金として、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額。次項において同じ。）の 10 分の 3 に相当する額を甲が指定する期限までに支払わなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- (1) 前条第 1 号又は第 2 号に該当する場合であって、不公正な取引方法（昭和 57 年公正取引委員会告示第 15 号）第 6 項に規定する不当廉売に該当するとき。
 - (2) 前号に掲げる場合のほか、甲が特に必要があると認めるとき。
- 2 乙は、本契約に関して、前条第 3 号に該当し、かつ、次の各号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、前項に規定する額のほか、契約金額の 100 分の 5 に相当する額を甲が指定する期限までに支払わなければならない。
- (1) 前条第 2 号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第 7 条の 3 第 1 項の規定の適用があるとき。
 - (2) 前条第 3 号に規定する刑に係る確定判決において、乙が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
- 3 甲は、甲に生じた実際の損害額が第 1 項及び第 2 項に規定する賠償金の額を超える場合においては、乙に対しその超過分につき賠償を請求することができる。
- 4 前 3 項の規定は、乙が契約を履行した後においても適用する。

第 15 条 乙の催告による解除権

乙は、甲が本契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行を催促し、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行が本契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

第 16 条 契約不適合責任

甲は、納入された契約物品及び引き渡された契約業務の成果物が、種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、乙に対し、契約物品及び契約業務の成果物の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、乙は、甲に不相当な負担を課するものでないときは、甲が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

- 2 前項の契約不適合が、甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、甲は履行の追完を請求することができない。
- 3 第 1 項の場合において、甲が相当の期間を定めて乙に対して履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、その契約不適合の程度に応じて契約金額の減額を請求することができる。ただし、履行の追完が不能であるとき又は乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に示したときは、甲は催告をすることなく直ちに契約金額の減額を請求することができる。
- 4 契約不適合が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、甲は、前項の規定による契約金額の減額の請求をすることができない。

第 17 条 契約不適合責任期間

乙が契約不適合の契約物品を納入及び契約業務の成果物を引き渡した場合において、甲がその契約不適合（数量に関する契約不適合を除く。）を知ったときから 1 年以内にその旨を乙に通知しないときは、甲は、その契約不適合を理由として、履行の追完の請求、契約金額の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。ただし、乙が納入及び引き渡したのときに契約不適合を知り又は重大な過失によって知らなかったときはこの限りではない。

第 18 条 疑義の決定

本契約に関し疑義を生じたときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

第 19 条 裁判管轄

本契約に関して生じた甲乙間の紛争については、金沢地方裁判所を一番の専属的合意管轄裁判所とする。

本契約を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各 1 通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 石川県
石川県知事 馳 浩

乙